

「交通事故をなくす運動」東淀川区推進本部要綱

(目的)

第1条 東淀川区の交通安全対策を総合的かつ効果的に推進するため、区内官公署及び各種団体等が有機的な連携を保ちつつ、交通事故の絶滅を期して広く区民運動を展開し、強力な実践活動を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この運動の推進母体を「交通事故をなくす運動」東淀川区推進本部（以下「推進本部」という。）と称する。

(組織構成)

第3条 推進本部は、別表に掲げる区内官公署及び各種団体等をもって構成する。

- 2 推進本部の下部組織として、各連合振興町会単位に地区実行委員会を置く。
- 3 地区実行委員会の名称は、各連合振興町会名を呼称する。
- 4 地区実行委員会は、別表に掲げる各種団体等をもって構成する。

(事業)

第4条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通道徳の高揚に関すること
- (2) 交通安全対策について、区内官公署及び各種団体との連絡調整に関すること
- (3) 交通安全活動の実践と教育の推進に関すること
- (4) 交通安全施設の整備充実に関すること
- (5) 交通安全に功労のあった団体及び個人の表彰に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 推進本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 推進委員 若干名
- (4) 幹事 若干名

(役員の選任)

第6条 役員は次の者をもってあてるものとする。

- (1) 本部長は、現に東淀川区長の職にある者
- (2) 副本部長は、現に次の職にある者
 - ア 東淀川警察署長
 - イ 東淀川交通安全協会長

ウ 東淀川区地域振興会長

(3) 推進委員は、現に次の職にある者

第3条の官公署及び各種団体等の代表者のうち、本部長が必要と認めた者及び地域振興会各連合振興町会長

(4) 幹事は、東淀川区役所、東淀川警察署、建設局、東淀川交通安全協会事務局の中から本部長が選任する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、推進本部を代表し、業務を統括する。

(2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは職務を代行する。

(3) 推進委員は、第1条の目的達成のため総合的な対策を樹立する。

(4) 幹事は、本部長、副本部長を補佐し事業の運営に参画する。

(会議)

第8条 会議は、役員会と幹事会に分け、隨時開催し、推進方策その他を協議する。

(推進要領)

第9条 推進本部において協議決定した事項は、広く区民に広報するとともに、構成機関、団体は組織の会員に伝達して、これが実践を促進する。

2 構成機関、団体は、この運動の趣旨にそってそれぞれ自主的な運動を企画し、また、機会あるごとにこの運動の趣旨普及に努める。

3 地区実行委員会は、地域運動の実践主体となり、地区実行委員長は、原則として地域振興会各連合振興町会長があたる。

(顧問)

第10条 事業の円滑な推進と効果を高めるため顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の承認を得て本部長が委嘱する。

(事務局)

第11条 推進本部の事務局を東淀川区役所内に置く。

2 事務処理にあたっては、関係機関が相互に協力するものとする。

(経費)

第12条 推進本部の経費は、各種助成金、構成団体等の協力金、寄付金その他をもってまかう。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日改正

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 9 日改正

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日改正

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日改正

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 13 条の改正規定は、平成 29 年 9 月 28 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日改正

「交通事故をなくす運動」東淀川区推進本部

構成機関・団体名	
本部	東淀川区役所
副本部	東淀川警察署
	東淀川交通安全協会
	東淀川区地域振興会
推進委員	東淀川区 P T A 協議会
	東淀川区女性団体協議会
	東淀川区青少年指導員連絡協議会
	東淀川区子供会育成連絡協議会
	東淀川区老人クラブ連合会
	東淀川区商店会連盟
	西日本旅客鉄道(株)新大阪駅
	東海旅客鉄道(株)新大阪駅
	阪急電鉄(株)淡路駅
	東淀川交通安全協会
	大阪府自転車軽自動車商業協同組合東淀川支部
	地域交通安全活動推進委員協議会
	東淀川区医師会
	(株)三菱UFJ銀行淡路支店
	大阪淡路ライオンズクラブ
	大阪東淀ライオンズクラブ
	大阪新大阪ライオンズクラブ
	東淀川区内幹事小学校
	東淀川区内幹事中学校
	東淀川区内幹事保育所 (公立)
	東淀川区内幹事保育園 (私立)
	東淀川区内幹事幼稚園 (私立)
	東北環境事業センター
	東淀川消防署
	大阪シティバス株式会社 井高野営業所

構成機関・団体名	
推進委員・ 地 区 実行委員会	東井高野連合振興町会
	井高野連合振興町会
	大隅東連合振興町会
	大隅西連合振興町会
	大桐連合振興町会
	大道南連合振興町会
	豊里連合振興町会
	豊里南連合振興町会
	豊新連合振興町会
	小松連合振興町会
	新庄連合振興町会
	下新庄連合振興町会
	菅原連合振興町会
	東淡路連合振興町会
	淡路連合振興町会
	西淡路連合振興町会
	啓発連合振興町会
幹事	東淀川区役所
	東淀川警察署
	建設局
	東淀川交通安全協会事務局